

イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日決裁

(目的)

第 1 条 県は、イネカメムシ広域防除緊急対策事業実施要領（令和 7 年 4 月 1 日農林部長決裁。以下「要領」という。）に基づき、要領別表に定める事業実施主体が実施するイネカメムシ広域防除緊急対策事業（広域防除への支援及び防除体制充足の支援）について、県は予算の範囲内で該当の補助事業者に対してイネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金交付の対象となる事業及び補助額については別表に定めるとおりとする。なお、支払方法については、原則として精算払とするが、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

2 本事業の実施期間は令和 7 年度とする。

(申請の様式等)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項に規定する申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

(添付書類)

第 4 条 前条の申請において、規則第 4 条第 2 項第 1 号から 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は、要領第 4 の 2 に定める変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第 6 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(変更承認申請)

第 7 条 補助事業者は、要領第 4 の 2 に定める変更が承認された場合、様式第 3 号により変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 規則第 13 条の報告書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

2 前項の報告書は、補助事業完了後 30 日以内又は、令和 7 年 12 月末のいずれか

早い方を原則とする。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第5号により行うものとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするに当たっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助事業者は、第2条に定めるとおり、補助金の支払を受けようとする場合には、様式第6号による請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第12条 補助事業者の長が規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、管轄する農林振興センターの長を経由するものとする。

ただし、公益社団法人埼玉県農林公社については、農産物安全課に直接提出するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第２条関係）

（１）広域防除への支援

事業内容	無人ヘリコプター及びドローンを利用したイネカメムシの広域防除に取り組む団体等に対する経費の一部助成
事業実施主体	県内において広域防除に取り組む下記のいずれかの団体等とする。 １ 農業協同組合 ・単独農協による申請または複数農協による共同申請ができるものとする（共同申請の場合は、いずれかの農協が代表して申請）。 ・単独支店による申請又は同一農業協同組合の隣接する支店との共同申請ができるものとする（共同申請の場合は、いずれかの支店が代表して申請）。 ただし、事業対象地が重複しないこととする。 ２ 市町村、農業協同組合及び地域の農業者団体等を構成員とする病害虫防除のための協議会 １つの市町村又は旧市町村*当たり１協議会までとすること。 *西暦２０００年以降に他の市町村と合併・消滅した旧市町村 ３ 以下の要件を満たす農業法人 ・同一又は隣接する市町村内の他の農業者又は農業法人（以下、農業者等という。）が参加した広域防除を実施すること。 ４ その他、知事が予算の範囲内で認めた事業実施主体
事業要件	・事業実施主体の防除対象水田面積（実面積）が合計１００ｈａ以上であること ・水田においてイネカメムシを対象とした防除を実施すること ・無人ヘリやドローンを使用した広域防除を防除事業者へ委託して実施すること
事業対象地	県内の水田
補助対象経費	１ 広域防除の実施に要する防除委託費用 ２ 広域防除を実施するための地域内調整に要する費用（ただし、補助費用の１０％を上限とする） （例）散布エリアの地図作成用紙代などの消耗品費、会議のための会場使用料、印刷費 【補助対象とならないもの】 ・農薬代 ・補助事業者の人件費及び旅費 ・補助事業者が購入する備品、機器・施設類、工具等の費用 ・振込手数料 ・公益社団法人埼玉県農林公社がイネカメムシ広域防除緊急対策事業により行う防除業務への委託費 など

補助額	定額（上限５０万円） ＊ 補助金申請の総額が予算額を上回った場合は、交付額を調整することがある。
支払方法	精算払または概算払

（２）防除体制充足の支援

事業内容	ドローンによる防除業務に必要な費用の助成
事業実施主体	公益社団法人埼玉県農林公社
事業要件	・ 農業者からのイネカメムシに係るドローン防除作業を受託し、きめ細かな防除を実施すること ・ ７月中旬から９月中旬までの２か月間、防除を実施すること ・ 防除作業の受託に際しては、委託する農業者がイネカメムシ防除対策（適切な畦畔の雑草管理）を講じることを確認した上で受託すること
事業対象地	県内の水田
補助対象経費	１ ドローンオペレーター養成のための講習会受講費用 ２ ドローン及び周辺機器のリースに要する費用 （例）・ドローン本体 ・予備バッテリー ・発電機 ・ドローン保管用レンタルコンテナ ・リース保険料 など ３ その他、防除業務に必要な資材の購入費 （例）・薬剤用タンク ・農薬散布時に使用する保護具 など 【補助対象とならないもの】 ・ 農薬代 ・ 補助事業者の人件費及び旅費 など
補助額	定額（上限２３８万３千円）
支払方法	精算払または概算払

様式第 1 号（第 3 条関係）

イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
補助事業者名
代表者氏名

令和 7 年度において、標記の事業を実施したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請する。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

補助事業者	事業の内容		事業費 (円)	備考
	経費の内容	事業量		

4 経費の配分

総事業費	経費内訳		備考
	県補助金	その他	
円	円	円	

5 収支予算

(1) 収入の部

負担区分	予算額	備考
県補助金	円	
その他		
合 計		

(2) 支出の部

補助対象 経費区分	内訳		備考
	県補助金	その他	
	円	円	
合 計			

注1：「補助対象経費区分」欄には、要領別表の補助対象経費を記入すること。

2：「備考」欄には、補助対象経費区分ごとの経費の根拠を記入すること。

6 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

7 添付資料

- (1) 実施計画書（要領様式第1号及び別添）の写し
- (2) 経費算定の根拠とした資料（見積書の写し等）
- (3) その他、県が必要と認める資料

様式第2号（第6条関係）

イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金（変更）交付決定通知書

番 号
年 月 日

（補助事業者）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあったイネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 （変更）交付決定額 金 円

2 支払方法
精算払又は概算払とする。

3 補助事業者の責務
補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）に従わなければならない。

4 交付の条件
（1）補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
（2）補助事業者は、要綱第7条に掲げる変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
（3）補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
（4）県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
（5）補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の日の属する会

計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

様式第3号（第7条関係）

イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
補助事業者名
代表者氏名

年 月 日付け文書番号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

（注） 記の記入要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入する。

様式第4号（第8条関係）

イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
補助事業者名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告する。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

補助事業者	事業の内容		事業費 (円)	備考
	経費の内容	事業量		

4 経費の配分

総事業費	経費内訳		備考
	県補助金	その他	
円	円	円	

(1) 収入の部

負担区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
合計					

補助対象 経費区分※	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

2:「備考」欄には、補助対象経費区分ごとの経費の根拠を記入すること。

令和 年 月 日

- (1) 実施状況報告書（要領様式第5号及び別添）の写し
- (2) 支払経費の証拠となる資料（見積書、請求書、納品書など）
- (3) 防除受委託の契約書の写し
- (4) 広域防除の実施場所を示した地図
（概ね1万分の1以上の地図に実施場所を色分け等で示したもの）
- (5) 広域防除の実施状況が分かる写真
- (6) その他必要となる資料

(注) 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付する。

様式第 5 号（第 9 条関係）

イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金交付確定通知書

番 号
年 月 日

（補助事業者）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をしたイネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった実績報告書等に基づき、金 円に確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により通知する。

様式第6号（第10条関係）

イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金精算払（概算払）請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
補助事業者名
代表者氏名

イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金について、イネカメムシ広域防除緊急対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 請求額 円

2 添付資料

- （1）交付確定（決定）通知書の写し、通帳写し
- （2）その他必要となる資料

（債権者未登録の場合、以下を記入）

取引口座

〇〇銀行〇〇支店

口座名義人（カナ）〇〇〇〇

普通 〇〇〇〇〇〇

債権者コード：

債 権 者 名：

（注）概算払で使用する場合は「精算払」は「概算払」に、「交付確定通知書」は「交付決定通知書」とする。

別紙（第 13 条関係）

暴力団排除に関する誓約書

当補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：_____

補助事業者名：_____

代表者職・氏名：_____